

## 管 理 規 程

### 埼玉県病院事業管理規程第六号

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表第九イ中「地域医療連携室長」を「地域医療連携・入退院支援センター長」

に改め、「希少がん・サルコームセンター長」を「総合診療センター長  
希少がん・サルコームセンター長」

に改める。

別表第十二中「地域医療連携室長」を「地域医療連携・入退院支援センター長」

に改め、「希少がん・サルコームセンター長」を「総合診療センター長  
希少がん・サルコームセンター長」

に改める。

別表第十三及び別表第十四中「重症急性呼吸器症候群」の次に「及び新型コロナウイルス感染症」を加える。

### 附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第十三及び別表第十四の改正規定は、令和二年一月二十八日から適用する。